

別紙 1

宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和5年3月24日

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産業課

被 処 分 者	商 号	株式会社C a n a e l
	代 表 者	茂木 拓也 (もぎ たくや)
	主たる事務所	東京都渋谷区渋谷二丁目14番13号 岡崎ビル811号室
	免許年月日	令和元年10月18日 (当初免許年月日 令和元年10月18日)
	免許証番号	東京都知事(1)第104062号
聴 聞 年 月 日	令和5年1月30日	
処 分 内 容	宅地建物取引業務の全部停止10日間	
業 務 停 止 期 間	令和5年4月7日から同月16日まで	
適 用 法 条 項	宅地建物取引業法第32条(誇大広告等の禁止) 同法第34条第1項(取引態様の明示義務違反) 同法第65条第2項第2号(業務の停止)	
事 実 関 係	<p>被処分者は、東京都渋谷区所在の建物について、インターネット上に賃貸借募集のための広告を掲載した。</p> <p>この業務において、被処分者には、下記のとおり、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)違反があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 既に賃貸借契約が成立し、取引ができない物件であったにもかかわらず、あたかも当該物件が取引できる物件であるかのような、著しく事実に相違する表示をした。</p> <p>2 「取引態様」が「媒介」であるにもかかわらず、「一般」と記載した。</p> <p>これらのことは、上記1は法第32条に、上記2は法第34条第1項に違反し、それぞれ法第65条第2項第2号に該当する。</p>	